

マイナ保険証への移行にあたって



ネスレ健康保険組合
～私たちとネスレの輝かしい未来へ～



マイナンバー

もくじ

- [マイナ保険証について](#)
- [保険証新規発行廃止について](#)
- [資格確認書について](#)
- [資格情報のお知らせについて](#)
- [\(参\) マイナ保険証・資格確認書・資格情報のお知らせ 比較表](#)



健康保険証は2024年12月2日に廃止
医療機関の受診はマイナ保険証で！



マイナンバー
PRキャラクター
マイナちゃん

今から使おう！マイナ保険証 利用するメリットは？？？

メリット① データに基づくより良い医療が受けられる

過去に処方されたお薬や特定健診などの情報を医師や薬剤師に口頭で正しく伝えることは大変ですが、マイナ保険証を利用して情報提供に同意することで、過去に処方されたお薬や特定健診などの情報をスムーズに共有することができます。

初めて受診する医療機関・薬局でも、本人が情報提供に同意すれば、医師・薬剤師がデータを確認することが出来るため、より良い適切な医療が受けられます。

よく覚えていない
お薬があるときに
助かるね



★マイナ保険証とは
保険証利用登録手続きが完了しているマイナンバーカードのこと

メリット② 手続きなしで高額療養費の限度額を超える支払いが免除される

従来は一旦全額を支払い受診月の2か月後の月末に還付されるか、事前に限度額認定証の発行申請を行い窓口負担を減らすかの二択でした。

しかしマイナ保険証を利用することで、一旦全額を支払う必要もなく、また事前に限度額認定証の申請手続きをしなくても窓口負担を減らすことが出来るようになります。

負担が減って
助かるわ



メリット③ マイナポータルで確定申告時に医療費控除が簡単にできる

生計を一にする配偶者やその他の親族のために医療費を支払った場合において、その支払った額が一定額を超えるときに受けることが出来る所得控除（医療費控除）の際に、医療費の領収書を管理・保管しなくてもマイナポータルで医療費通知情報の管理が可能となり、e-TAXに連携することで確定申告時の医療費控除申請が簡単にできます。

手続きがとっても
楽になったわ



マイナンバーカードの保険証利用登録手続きは簡単です！

① マイナポータルから申請する



ご自身のスマートフォンやパソコンからマイナポータルにログインをして、マイナンバーカードの健康保険証利用登録をすることができます。



② セブン銀行ATMから申請する



マイナンバーカードの健康保険証利用の 申込みはセブン銀行ATMで!



- お持ちのスマートフォンがマイナポータルアプリ (申込みに必要な専用アプリ) に対応していない方
- スマートフォンをお持ちでない方、スマートフォンの操作に自信がない方

→ **セブン銀行ATMでの申込みは簡単でオススメ!**

ATMでの申込みに必要なもの



マイナンバーカード



利用者証明用
パスワード
(4桁)

ATMの操作に
健康保険証は
不要です。

※マイナポータルおよびセブン銀行ATMでは、顔認証マイナンバーカードなど利用者証明用パスワードをご利用できないカードでは申込みできません。医療機関等の顔認証付きカードリーダーをご利用ください。

対応している医療機関・薬局

このステッカー・ポスターが
貼ってある医療機関・薬局で
使えるようになります



保険証代わりにマイナンバーカードで

マイナ受付

※利用できる医療機関・薬局等については、厚生労働省のホームページで公開しています。

③ 医療機関窓口のカードリーダーから申請する



マイナンバーカードの健康保険証利用に関するお問合せはこちら



マイナンバー総合
フリーダイヤル

マイナンバー
0120-95-0178

5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。

受付時間 (年末年始を除く)

平日: 9時30分～20時00分
土日祝: 9時30分～17時30分

マイナンバーカードの保険証利用については厚生労働省HPにも掲載されていますので、ご参照ください。
保険証利用について (被保険者証利用について) | 厚生労働省

マイナ保険証の利用方法

①医療機関受付にある顔認証付きカードリーダー読み取り口にマイナンバーカードを置く

(※カバー等は外す)



②認証方法を選択し、本人確認を行う



③画面の表示に沿って、情報提供の可否を選択



④マイナンバーカードでの受付完了

マイナンバーカードをカードリーダーから取り出してください。
カードの取り忘れにご注意ください！



マイナ保険証が利用できるようになるまでの流れ

新規加入者の場合

※すでにネスレ健保資格をお持ちの方はすぐに利用可能です

- ① 事業主(会社)が資格取得届等を作成し、健保組合に提出



社員の資格取得届は事業主(会社)が作成しますが、扶養家族の加入には社員からの申請が必要です。



- ② 健保組合が届を受領して加入者情報を中間サーバーへ登録

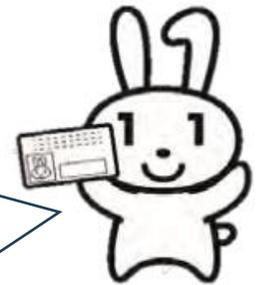


登録をスムーズに行うため、入社時の提出物としてマイナンバー情報を忘れないようにしてください。



- ③ マイナ保険証で資格情報が確認できる(医療機関で利用できるようになる)

本人が同意することで、特定健診・薬剤の情報を医療機関等に提供することもでき、より良い医療を受けられます。



★注意★

中間サーバーへの登録完了には届出受領日から概ね**3営業日**かかります。
例) 12/1入社で届出を12/2に受領した場合、登録が完了するのは12/4です。登録情報に不備等がある場合は更に日数がかかります。
登録完了までに医療機関に行った場合は有効な資格情報が確認出来ないため、医療費を全額負担いただき、後日清算することになります。

★中間サーバーとは

保険者に加入する国民の資格情報や給付情報を副本として管理し、他機関からの情報照会に対して情報の提供を行うシステム

保険証新規発行廃止後について

現行の保険証について

現在、すでにお持ちの健康保険証は、退職等で資格喪失にならない限り、**2025年（令和7年）12月1日**までは経過措置により1年間使用可能です。但し、**紛失・棄損した場合は再発行できません**のでご注意ください。マイナ保険証をお持ちでない場合は「資格確認書」の発行申請が必要となります。

2025年（令和7年）12月1日までに退職などで資格喪失される場合は、現行保険証は必ず返却してください。紛失した場合は紛失届の提出が必要です。但し、現行の保険証の使用が出来なくなる**2025年（令和7年）12月2日以降は、ご自身で破棄していただいで問題ございません。**



※ 但し、2025年12月1日まで経過措置により使用可能



※ 2024年12月2日以降は原則こちらを使用

「資格確認書」について



「資格確認書」とは

マイナンバーカードによるオンライン資格確認が出来ない方の被保険者資格を確認するためのもの。分かりやすく言うと現行保険証の代わりとなるものです。

「資格確認書」には有効期限があり、現時点では4年を予定しています。有効期限内に資格を喪失する場合は今までの保険証と同じく返却が必要です。有効期限を過ぎた場合は、ご自身で廃棄していただいで問題ございません。

「資格確認書」の発行について

- 既存の加入者
マイナ保険証をお持ちでない方に対しては2025年12月までに「資格確認書」を発行し配布します。配布時期等については情報が確定次第、改めてご案内します。2025年12月1日までに紛失・毀損した場合は「資格確認書発行申請書」を提出することで発行可能。発行には概ね7日（1週間）程度かかります。
- 2024年12月2日以降の新規資格取得者
資格確認書の発行は職権発行で行いますので「資格確認書発行申請書」の提出は不要です。資格確認書発行には審査があり、発行までに概ね14日（2週間）程かかります。

★オンライン資格確認とは

マイナ保険証を通して被保険者（被扶養者）が加入している健康保険の資格情報を確認することができるシステム

「資格情報のお知らせ」について



「資格情報のお知らせ」とは

- 個人番号の下4桁記載の「資格情報のお知らせ」
2024年9月1日までに資格を取得した加入者宛に10月10日「すこやかポータル」で配布しており、自身の個人番号と健康保険情報が間違いなく紐づいているか確認するためのものです。
- 個人番号の下4桁記載なしの「資格情報のお知らせ」
2024年12月2日以降の新規資格取得者全員に「すこやかポータル」で配布予定です。マイナ保険証に移行したことにより、以前の保険証のように券面で自身の健康保険情報（保険者名・記号・番号・資格取得日等）を確認することが出来なくなったため、自身の情報を簡易に確認するためのものです。

「資格情報のお知らせ」の利用方法

オンライン資格確認が利用できない医療機関を受診する際に「マイナンバーカード」と併せて提示することで、保険診療を受けることができます。

※マイナポータルで「私の情報」/「医療保険の資格情報」を参照できる場合は「資格情報のお知らせ」は不要です。

※「資格確認書」と違い、単体での利用は出来ません。

「資格情報のお知らせ」について



「資格情報のお知らせ」の発行について

- 個人番号の下4桁記載の「資格情報のお知らせ」
2024年9月1日までに資格を取得した加入者宛に10月10日「すこやかポータル」で発行しています。
1度限りの発行のため、今後発行することはありません。（再発行もしません）
9月2日～12月1日までに資格を取得した方に対しては2025年1月中に「すこやかポータル」で配布を予定しております。配布時期等については情報が確定次第、改めてご連絡をいたします。
- 個人番号の下4桁記載なしの「資格情報のお知らせ」
2024年12月2日以降の新規資格取得者全員に「すこやかポータル」で配布予定です。
発行には「資格確認書」と同じく概ね14日程かかります。
※すでに個人番号の下4桁記載の「資格情報のお知らせ」をお持ちの方が紛失・棄損のため再発行を希望する場合は、こちらの下4桁記載なしの「資格情報のお知らせ」を再交付申請書の提出により発行可能です。

「すこやかポータル」でのダウンロード期限は3か月です。期限を過ぎると再発行申請が必要になりますので、ご注意ください。



マイナ保険証・資格確認書・資格情報のお知らせ比較表

名称	形状	取得方法	使用目的	使用方法	有効期限
マイナ保険証	マイナンバーカード 	マイナンバーカード入手後、保険証利用登録を行う	カードリーダーが設置されている医療機関で保険診療を受けるため	医療機関等設置のカードリーダーで読み取り	無し マイナンバーカードの電子証明書有効期限は5年（更新は市区町村窓口での手続き）
資格確認書	A4偽造防止用紙 	基本的には申請不要。 現行保険証の紛失・毀損時は申請書提出 ※発行に14日程度かかる見込みです。	マイナ保険証をお持ちでない方が医療機関で保険診療を受けるため	医療機関等に提示	初回発行時のみ 2029年6月30日 2回目以降は4年
資格情報のお知らせ	PDF (A4) 	申請不要 12月2日以降の新規資格取得者には資格取得時に配布。 ※発行に14日程度かかる見込みです。	オンライン資格確認が利用できない医療機関で保険診療を受けるため	「マイナンバーカード」等と併せて医療機関に提示 ※単体で使用不可	無し